## **力**熊本県公報

第 1 1 0 3 5 号 平成 15 年 10 月 1 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

## 目 次

		不																				
〇本	渡港	公有	水面均	里立し	ゆん	功認	口											(港	淫	下 <b>子</b>	課)	1
○身	体障	害者	福祉活	去に基	づく	事業	者	の指	旨定							(	身位	本 障	害福	畜祉	課)	3
	公	告																				
〇公	共測	量の	実施															(監	廷	E	課)	3
				立地法																		3
〇平	成 1	5 年度	製菓	衛生的	币試懸	角の身	ミ 旅	<u></u>										(食	品律	5生	課)	4
				美の工																		5
〇争	議行	為の	予告…															(労	働層	11月	課)	5
		載																				
				次監查																	員)	5
〇熊	本県	監查	委員盟	监查規	程の	一部	を	改工	E す	る規	程…							(	"		)	12
〇平	成 1	5 年度	熊本	県環境	竟審請	養会第	争 2	口	鳥獣	部分	<b>会の</b> :	会議	の開	見催・				(環	境審	系議	会)	12
〇上	益城	地区	やさし	しいま	ちづ	くり	推	進協	協議	会の	会静	髪の月	開催									
									· ( <u>†</u>	: 益:	城 地	区や	さし	11	まり	ちづ	< 1	り推	進協	引議	会)	12
〇上	益城	地区	やさし	しいま	ちづ	くり	推	進協	協議	会の	会諱	髪の目	開催									

## 告 示

## 熊本県告示第 968 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 15 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日
  - 平成15年9月22日熊本県指令港第10号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア 左岸埋立区域
      - 本渡市今釜新町 101 地先公有水面
    - イ 右岸埋立区域

本渡市東浜町 32 の 3 に隣接する道路、33 の 1、33 の 2、33 の 3、本渡市大浜町 1 の 6、1 の 5、1 の 4、1 の 3、1 の 21、1 の 2、1 の 1 及びこれらの区域に介在する無番地に隣接する水 路に隣接する道路地先公有水面

(2) 区域

ア 左岸埋立区域

次のL1の地点からL36の地点までを順次直線で結んだ線により囲まれた区域 L1の地点 国土地理院本渡四等三角点(北緯32度27分34.576秒、東経130度11分

54.405 秒)から 256 度 58 分 28 秒 361.07 メートルの地点

L2 の地点 L1 の地点から 317 度 37 分 08 秒 9.36 メートルの地点

L3 の地点 L2 の地点から 323 度 08 分 34 秒 10.04 メートルの地点 L4 の地点 L3 の地点から 326 度 05 分 40 秒 9.96 メートルの地点

L5 の地点 L4 の地点から 327 度 43 分 32 秒 10.09 メートルの地点

L6 の地点 L5 の地点から 326 度 25 分 03 秒 9.89 メートルの地点

L7 の地点 L6 の地点から 324 度 18 分 56 秒 10.07 メートルの地点

L8 の地点 L7 の地点から 322 度 19 分 32 秒 9.84 メートルの地点 L9 の地点 L8 の地点から 320 度 20 分 56 秒 10.17 メートルの地点

L9 の地点 L8 の地点から 320 度 20 分 56 秒 10.17 メートルの地点 L10 の地点 L9 の地点から 320 度 01 分 57 秒 10.05 メートルの地点

L11 の地点 L10 の地点から 320 度 01 分 57 秒 10.03 メートルの地点

L12 の地点 L11 の地点から 320 度 00 分 10 秒 10.00 メートルの地点